

平成 24 年度 第1回文京区障害者地域自立支援協議会

平成 24 年6月 19日 午後1時 30 分～3 時 00 分

文京シビックセンター3F 障害者会館 A+B 会議室

出席者 会長:高山直樹 (東洋大学 社会学部社会福祉学科教授)

副会長:志村健一 (東洋大学 社会学部社会福祉学科教授)

委員:吉田美奈子 (文京区身体障害者相談員)

井原恵子 (文京区社会福祉協議会 事務局次長)

小森谷雅弘 (文京区民生委員・児童委員協議会)

増岡登志子 (飯田橋公共職業安定所 専門援助第二部門統括職業指導官)

安達勇二 (あせび会支援センター 施設長)

森田妙恵子 (有限会社 トチギ介護サービス取締役)

松下功一 (社会福祉法人 文京槐の会 サービス管理責任者)

三股金利 (大塚福祉作業所 施設長)

行成裕一郎 (エナジーハウス所長)

八木茂 (福祉部長)

宮本真理子 (保健衛生部長)

佐藤祐司 (文京区知的障害者福祉司)

大久保延広 (文京区身体障害者福祉司)

加藤たか子 (精神保健相談員 保健師)

幹事: 内野陽 (文京区福祉部福祉政策課長)

渡邊了 (文京区福祉部障害福祉課長)

新名幸男 (文京福祉センター所長)

深山紀子 (文京区保健衛生部保健サービスセンター所長)

渡邊洋子 (文京区保健衛生部予防対策課長)

石澤清光 (文京区福祉部就労支援センター所長) (委員 22 人)

1、開会・委嘱式

○事務局（渡邊）

委嘱式を始めさせていただきます。

本日、文教委員会を行っておりますので、区長にかわりまして福祉部長より、委嘱状の交付をさせていただきます。

（各委員に委嘱状交付）

○事務局（渡邊）

委嘱を終了させていただきます。

（区長代理挨拶）

続きまして要綱のご説明をさせていただきます。

席上配付資料1について、これまで文京区障害者地域自立支援協議会の組織は、学識経験者が1名でしたが、今後、相談支援の充実等を考える中で、学識経験者を2名にさせていただいております。それから、別表の第3につきましては、区の組織改正があり、福祉部に新たに福祉政策課、いわゆる福祉部全体の企画調整をする部署を創設しましたので、本年度より福祉政策課長が幹事として入るということです。

改正点としては以上になります。

2 会長互選、副会長指名

○事務局（渡邊）

それでは、この要綱にのっとり、会長を選任させていただきます。要綱におきますと、第5条の2です。「会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。」ということですが、立候補、その他ご意見のある方、ご発言をいただければと思います。

○三股委員

互選というのは、現実的にちょっと難しいのではないのでしょうか。事務局で案があれば、一任したいと思いますが、いかがでしょう。

○事務局（渡邊）

事務局一任のお声をいただいたのですが、ほかの委員の方、何かご意見等ございますか。

○安達委員

それでいいと思います。

○事務局（渡邊）

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、これまでも会長になっていただいております高山先生に会長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

（拍手）

○事務局（渡邊）

それでは、高山委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○高山会長

東洋大学の高山でございます。引き続き会長をさせていただきますが、どうぞよろしく願います。

平成20年でしたね、この自立支援協議会がスタートしたのは。その間、障害者福祉施策の改革期というところで、障害者自立支援法の見直しであるとか、あるいは障害者の権利条約の批准のために議論を積み重ねてきたわけですが、その流れの中で、この自立支援協議会でありましたが、昨年度から法制化されました。けれども、実は3分の2の自治体は形骸化しているといわれているのです。そして3分の1が、まだやっていないところもあるということです。その意味では、法定化されたということでもあります。けれども、文京区は20年度から3つの部会というところで、それぞれ積み重ねてきています。昨年、障害者計画の見直しがありましたが、そのプロセスの中で、障害者権利条約のスローガンにあるように、その障害者の当事者の方の声を反映させていくプロセスを相当踏みました。その意味では、この自立支援協議会での議論は当事者の方の参画、あるいは主体的にかかわっていくということを踏まえて、今、積み重ねてきたことを、よりこの障害者施策に反映していく協議をしていきたいと思っています。

これまで、いろいろ積み重ねがあり、計画に盛り込んできたところをこの協議会が担ってききましたので、今後も皆さんの忌憚のないご意見をいただき、文京区の障害福祉施策を推進していく、要となっていくことができればと思っております。そういう意味で、新しい体制になりましたので、どうぞよろしく願いたいと思います。

○事務局（渡邊）

ありがとうございます。

では、続きまして、会長には5条の3副会長をご指名いただきます。

副会長につきましては、今年度から2名置くような形で考えたいと思っていますので、あわせてご了解をいただければと思います。

では、会長、ご指名をお願いいたします。

○高山会長

今年度2名の副会長を置くことになりました。お一人目は東洋大学の社会学部の教授の志村委員にお願いしたいと思っています。昨年から東洋大学に赴任いたしまして、特に知的障害者福祉のスポーツ大会のスペシャリスト、あるいは調査のスペシャリストです。私とは違ったところで障害者の分野でテリトリーを持っておられますので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○高山会長

それから、本日は欠席でありますけれども、東京大学の学生相談ネットワークの本部、そして精神保健支援施設の講師であられる小池進介先生にお願いしたいと思います。

○事務局（渡邊）

志村先生お願いいたします。

○志村副会長

ただいまご指名いただきました東洋大学の志村と申します。昨年の4月から東洋でお世話になっております。学識経験者というふうになっておりますけれども、先生方から学識経験中だというふうにいわれております。一緒に勉強させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。（拍手）

○事務局（渡邊）

ありがとうございました。

それでは、会長、副会長が決まりましたところで、本日、委員3名ご欠席です。先ほど、ご紹介のありました副会長であります小池副会長、柳田委員、瀬川委員が、本日欠席です。今年度、最初の協議会ですので、それぞれ委員から自己紹介をいただきたいと思います。

(各委員の自己紹介)

○事務局（渡邊）

ありがとうございました。

では、ここから先の進行につきましては、高山会長にお願いしたいと思います。

○高山会長

それでは、まずこの会のルールについて、事務局から連絡事項があります。

○事務局（渡邊）

それでは、簡単にルールを説明させていただきます。

まず事務局としまして、この会議ですが、原則として公開です。また、傍聴を認めますので、ご了承ください。

また、会議録に関しては、皆さんの実名を載せた上で作成をさせていただきます。ついては、この発言内容の正確性を期すために録音をさせていただきますので、ご了解ください。議事録の内容に関しましては、必ず事前に皆さんに発言の内容の確認を得たうえで、ホームページ等で公表いたします。

ルールとしては以上になります。

○高山会長

確認しますが、公開をする、傍聴を認める、会議録は皆さんの名前が載せられる、ということです。ただ、必ず皆さんに発言の確認を得てからになります。

この3つであります。今のルールで進めてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高山会長

では、よろしく願いいたします。

次に、資料の確認をお願いします。

○事務局（渡邊）

事前に皆様にお配りをしました本日の次第、各専門部会からの昨年度の報告の資料、それ以外に席上配付資料が4点です。ご確認ください。

3 地域自立支援協議会における検討状況について

- (1) 相談支援専門部会
- (2) 権利擁護専門部会
- (3) 就労支援専門部会

○高山会長

それでは、議題3になりますが、23年度の各部会の検討状況等の報告について、相談支援部会長より報告をお願いいたします。

○安達委員

前年度の相談支援専門部会の報告をさせていただきます。

相談支援専門部会の開催状況としては、去年は4回開かれております。また、相談支援専門部会とは別に、定例会として2回ほど開かれております。報告の資料1ページから2ページのとおり、相談支援専門部会の4回の会合の中では、1回目で相談支援専門部会の方向性について話しながらも、新しい福祉センターができることについても話をしました。2回目は、その福祉センターが新しくできることで、そこに入る障害者の相談支援事業所の場所をどのようにつくったらいいのかということで、臨時に開かせていただきお話をさせていただきました。

3回目の中では、各機関の役割とサービス利用計画について、新しく国が施策を出してきたものに対して、どのように対応していけばよいかの話の中心でした。基幹相談支援センターをどうするかであるとか、虐待防止センターの設置をしていく話であるとか、サービス利用計画というものをどのようにとらえていくか等、意見交換をしました。

4回目の今年の2月は、新しい相談支援体制の構築に向けて、より内容を深め、より深い情報交換をしました。内容自体は非常に盛りだくさんで、話し合いの中身をなかなか絞り切れていないのが現状で、国の施策がいろいろと変わる中で、そこに対応していくことにも、振り回されながらという感じもありました。

定例会については、第1回18名、第2回23名ということで、結構な人数の方が参加され進めてきました。意見交換や情報交換であるとか、地域の課題を見据えて深めていく中では非常に重要なことでありますので、引き続きやっていければいいと思います。

今後の課題については、報告の3ページにあるように議論がなかなか活性化しづらく、課題の整理自体がうまくいっていないこと等、いろいろな問題があるかと思います。これを踏まえながら、今年どう進めていけばよいかのことが大事なことになると思います。定例会議では、いろいろな課題が事例検討で出されており、その課題の抽出や、それに対し継続的に見ていくことや、フィードバックなどが余りできていない部分は、引き続き、より課題に近づけていけたらいいと思っています。

○高山会長

ありがとうございます。何かご質問等があれば、どうでしょうか。

4回の部会と2回の定例会ですね。平成20年からやっていますけれども、安達部会長、特に3障害というのが、今まで割と縦割りだったものが、顔が見える関係になってきたという感じはしますね。

○安達委員

大分、顔は見えるようになってきたかなと。個人的には非常に、やっつけてよかったと思うところです。あと、去年あたりですと、吉田委員から、それぞれの持っている障害でもう少し話を深めていかないと多障害が集まっても議論が深まらないという話があり、その点では、3障害の方が集まって話をした意味は、本当にあったと思っています。

○高山会長

特に昨年は、第2回ですけれども、臨時で、新福祉センターの中につくられる障害者相談支援事業所に関する設備のところでの具体的な話がありました。この部屋位、大体100㎡程度です。その事務室のスペースや防音性や安全性とか、カウンターのことだとか、そういうことについて、ここで具体的に出しました。しかしながら、その機能とか運営に関しては、これから詰めていかなければいけないだろうと思います。将来、ここが一つの起点になっていくのだろとその議論が始まったということですね。

定例会はいかがでしょうか。人数が18名、それから2回目が23名で、これはいわゆる障害福祉現場の人たち、3障害、みんな集まるのですね。行成委員どうですか。

○行成委員

一つは、ほかの障害の方のケースを聞く機会というのがあり、どのようなソーシャルワークをしているのか、勉強になりました。あと、やはりこの人数というのが、そういう研修の場を支援者の人は求めていることを感じました。

○高山会長

比較的若い支援者の方が多く集まっています、いわゆる困難事例を検討しているということで、これもすごく良いと思います。

幾つか課題が出ていますが、相談支援専門部会の報告は、よろしいでしょうか。

それでは、次に就労支援部会長より報告をお願いいたします。増岡部会長。

○増岡委員

報告の資料は7ページになります。部会は4回行い、1回目は今年度の進め方、2回目、3回目で地域資源との連携、受託に向けてのネットワークづくりについて討議し、最後は検討内容の総括、まとめということでした。

総括ですが、1番、2番、3番と大きく分けてあります。

(1) 産業界を初めとした地域資源との連携ということで、22年度からの答申で、東京商工会議所文京支部の方に専門部会へ加入してもらえませんかという取り組みを行いました、実

現しませんでした。代わりに、より地域に密着している商店街との連携を模索しまして、商店街連合会理事会に案内を行いました。具体的な進展は得られませんでした。区内にたくさんあります寺社や大学との連携についても、仏教会等について案内を行いました。具体的な進展が見られない状況でした。商店街、寺社、そして大学等についても、具体策を持って個別的にアプローチをしていくことが、これからの課題になっていくということです。

(2) が中間的な仕組みづくりということで、平成22年度に検討した、ほかの区の先行事例から障害者地域緑化推進事業を、一般企業での就労と福祉的就労の中間に位置する就労形態の仕組みづくり、中間的な仕組みづくりの具体案として、第1回の専門部会で検討しましたが、実現ができませんでした。今後も他区の先行事例等を参考にしながら検討し、具体化していく必要があると思います。

(3) 区役所関連業務の委託拡大の取り組みについて、第2回専門部会において、各施設のような作業が受注可能かの、調査をお願いしまして一覧表をつくりました。以前も、それを同内容で区役所の各課に案内をしたのですが、予防対策課や障害福祉課と、関連した部署からの委託しか実現していないところです。

ほかの部署からは、どこに委託すればいいのか、どのくらいの経費なのか等、疑問が多くて、なかなか進んでいかない実態ということです。区役所だけではなく、一般企業からも共同受注ということ念頭に作業所ネットワークを構築し、受注促進策を検討する場を設けることにしました。まず、プロジェクトチームをつくり、具体的な検討を進めていくことにしました。

以上です。

○高山会長

ありがとうございます。就労支援専門部会でした。ご質問等があれば、お願いいたします。

雇用率が2%に変更になったことや、精神障害者の方も、そこに入れられるということもありました。文京区は、お寺、大学、シビックセンター、これらがいろいろなチャンスの機会であり特徴であり、そこにどう絞り込んでいくかが大きいと思います。けれども、なかなか大学も難しいですね。

石澤幹事、いかがでしょうか。就労支援センターとしては、何か。

○石澤幹事

やはり地域といかに連携し、さらに巻き込みながら掘り起こす手段をつくっていただければいいと思います。

○高山会長

ほかにはいかがですか。

三股委員、就労に関してはいかがですか。

○三股委員

実際の就労というのと、この作業の受託という、この関連を整理していただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。

○高山会長

大分受託されているのですよね。どうですか。

○三股委員

今はいろんなことをしています。

○高山会長

そういう意味では、この中間的な仕組みづくりというのに課題があるのだらうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、23年度就労支援専門部会の報告はよろしいでしょうか。

では、次に権利擁護部会よりお願ひいたします。井原部会長。

○井原委員

報告の資料は4ページ5ページになります。権利擁護専門部会ですが、平成21年から下命事項は変わらず、議論が深まらないというところで、下命事項についてどのように進めていくのかということから、23年度は進めさせていただきました。

23年度は、1回目は、高山先生からDVDをお借りし、西宮市の取り組みを委員の方に見ていただきました。障害者がどのような形で自活ができているのか、障害当事者も参加しながら支援の方法を検討していく、というような取り組み方法でした。その中で権利擁護の部分はどうにするのか、ネットワークづくりはどのように仕掛けていくべきかというところで、少しヒントをいただきました。ただ、社会福祉協議会のほうもボランティアとか、様々な人脈は持っていますが、どちらかというところ、これまでの傾向として高齢者には強いのですが、障害者に関しましてはどちらかというところ弱いというところがございます。まず、何をしようかということになりました。

そこで、1回目は、事業所における望ましい権利擁護体制というのは、どこにどう駆け込めばいいのか、どうなっているのかというお話がありました。それを受けて、まず、何をしようかというところ、文京区の権利擁護の資源の洗い出しをすることになりました。まず、地域資源なり、社会資源を落とし込んでいこうというところから入ったわけです。

実効性のあるネットワークづくりが欲しいというところでは、まず、こうした障害者に関する施設であったりサービスであったりというようなところの落とし込みから入ったわけです。

第2回目では、それを受けてお出ししましたが、まだまだ足りないというところで、地図の落とし込みは入りましたけれども、エコマップにはまだほど遠いというようなところでした。では、苦情相談の受け付けについてはどのように考えていくかというご意見もありました。それから、苦情解決の方法について、どのような体制であるかというところで、他機関との連携をどうつないでいくのかを模索したわけです。

3回目につきまして私は欠席をさせていただきましたが、社協の実績報告をさせていただいたところです。相談の経路としては、精神障害であれば本人からではなく親族やケアマネからであり、本人からの相談は、区報を見て相談していただいたケースが、1件でした。それから、障害者の虐待防止法について、委員の中から精通している方のご説明を得たというようなところが、この3回で行ったところでございます。

この虐待防止法につきましても顕在化しにくい部分であって、この下命事項の3番目にあります権利擁護のネットワークづくりの構築というのがやはり必要というような結論には達しているところです。

エコマップにつきましては、行政側からの支援もあり、アドバイスを受けながら落とし込みをしているというところであります。

この部会につきましては以上でございます。

○高山会長

ありがとうございます。何かご質問があればお願いします。

権利擁護関係の資源のマップですね。作成に着手しました。それから、成年後見制度あるいは日常生活実践事業、こういうものも社会資源としてありますので、ここをどのように有機的に連携をしていくかということ。もう一つは、障害者虐待防止法が成立し、10月1日の施行で、今、準備の段階であります。虐待に関しても、権利擁護部会、相談支援も、あるいは就労支援にも全部かかってくる問題だと思います。今後、重要な論点になると思っています。

ありがとうございました。3部会の報告がありました。

4 今後の地域自立支援協議会について

- (1) 自立支援協議会の法定化について
- (2) 専門部会の編成について（事務局案）

(3) 各専門部会への下命事項等の確認について

○高山会長

それでは、今後のこの地域自立支援協議会について、席上の配付物について、事務局のから、説明をお願いします。

○事務局（渡邊）

説明させていただきます。

まず、席上配付資料の3です。こちらは、ただいまご報告をいただきました、これまでの相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会で検討いただいているものを、時系列順に俯瞰で示させていただいたものです。また、24年度の（案）は、今後、事務局のほうで関連も含めて案をご提示させていただきますが、おおむねこのような形で引き続きのもの、あるいはグレードアップするもの等々、このように考えていますので、後ほどご参考にしていただければと思います。

では、次第の自立支援協議会の法定化ですが、席上配付資料の4をごらんください。自立支援協議会の法定化というのは、昨年6月30日の障害福祉関係主管課長会で資料を示されており、さらに裏面に、自立支援協議会に関して、詳しく書かれている役割として、23年10月31日の主管課長会の資料という形になっています。

今回、自立支援協議会が法定化をされて、幾つかの課題が示されているところです。

一つは、今回の自立支援法の改正（案）を踏まえ、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制構築であるとか、地域移行のネットワークの強化、地域の社会資源の開発の役割強化が必要ということが書かれています。また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要と書かれています。また、これらの役割を担う中で、昨年度障害福祉計画を定めましたが、今後、計画に関しましても、自立支援協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされています（資料※の説明）。また、この中にはございませんが、もう1点、大きなところで、この自立支援協議会に当事者が参画するよう、努力義務という形で規定がされています。こちらについても、後ほど事務局のほうでご提案をさせていただきたいと思っています。法定についての説明は以上です。

○高山会長

ありがとうございました。法定化について、何かご質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

○高山会長

自立支援協議会の部会がありますが、この下の部会は、これはひな形みたいなことでいいのですか。

○事務局（渡邊）

そうですね、今回の資料4の裏面の自立支援協議会の例は、あくまでも例という形ですので、ここに収れんしていくという考え方ではございません。これまでの、平成20年、正確には平成19年度から自立支援協議会を開催しているわけですが、これまでの検討の議論であるとか、顔の見える関係を大事にしていきたいと事務局では考えていますので、それについては次の「編成について」で、ご提案をしたいと思っています。

○高山会長

部会は、地域の実情に応じてということですね。

○事務局（渡邊）

はい。

○高山会長

わかりました。では、（1）の自立支援協議会の法定化については、以上のご説明でよろしいということで、次に進めます。

それでは「専門部会の編成について」ということで。

○事務局（渡邊）

ただいま、資料のほうは事務局のほうから配らせていただきます。

（資料配付）

○事務局（渡邊）

お手元に資料はそろったでしょうか。

○高山会長

お願いします。

○事務局（渡邊）

それでは議題の4の（2）専門部会の編成について（事務局案）でございます。

席上配付資料5になりますが、現在の資料の中では「文京区障害者自立支援協議会（案）」とありまして、すぐ下に「全体会」とあります。この全体会が、現在行われている協議会という形です。この全体会の下に、これまで相談支援専門部会、それと就労支援専門部会、それか

ら権利擁護部会の、3つの部会を擁している会でした。

今回、事務局としてご提案を申し上げたいところですが、まず、当事者の参画ということで、全体会に当事者の方を、この協議会に入っていたきたいというのが1点。それと、もう1点は、やはり具体的な当事者における議論をしていただく場として、今言った相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会に並んで、当事者部会を設置する案をご提示させていただいております。大きな枠組みとしては、その4つ、今まで3つであったものを4つの部会制にすることのご提案です。また、これまでの、部会の報告の中で幾つか課題等、ご指摘をいただいておりますので、それぞれについて、そちらについても事務局案があるので、ご説明を申し上げます。

まず、全体会の下にある相談支援専門部会でございますけれども、これに関しましては、相談支援の中核メンバーを少数で集まるという形で、先ほど安達部会長のほうからお話があった、議論が拡散してしまうといったようなところについては、このような形で対応できないだろうかと考えています。具体的には、また、お手元にある資料の中にメンバー表もありますので、後ほどご説明をします。

また、先ほどの法定化の中にも指摘のあったサービス等利用計画、こちらの検証をこの少数の相談支援専門部会でお願いをしたいと考えています。

そして、これまでの定例会議を、引き続き相談支援専門部会の下部組織で実施していくことを、事務局としてはご提案しているわけですが、こちらの課題の整理を相談支援専門部会でお願いしたいという3点の役割を考えています。

次に、就労支援の専門部会になりますが、こちらにつきましては、関係機関とのネットワークが必要ということで、引き続きそのネットワークの構築、それと、先ほど部会長からもお話のあった中間的な仕組みをつくることを目指すといった、この大きな柱2点で進めていきたい。

就労支援専門部会については大きな変更はない形でございます。

そして、3つ目の権利擁護専門部会ですが、こちらにつきましては、権利擁護専門部会に兼ねて虐待防止連絡協議会（虐待予防部門）という形で、いわゆる虐待防止というよりも権利擁護の啓発・周知をしていくような役割としての権利擁護部会の役割を兼ねさせるような案をご提示させていただいております。権利擁護関係者等が入るわけですが、虐待予防あるいは権利擁護の周知・啓発のための取り組みやネットワークのご検討、あわせて、これまでも行ってきました成年後見制度の利用促進、権利擁護のための取り組みといったようなところは、こちらの主な中心になると考えています。

4点目が、新しく設置をご提案している当事者部会についてです。

事務局については、まだ皆さんのご議論をいただいておりますが、障害福祉課のほうで担わせていただくことを考えています。当事者部会に関しては、基本は全障害が合同です。当面、身体・知的・精神の3障害を、6名から8名程度の規模で行うことを考えています。ただし、それぞれに障害のある方ですので、施設職員等がサポートを行う中でご議論をいただくようなことを考えています。

議論の内容ですが、これまで3部会、相談支援、就労支援、権利擁護と、それぞれで議論をいただいている事柄について、ご報告を当事者部会にさせていただき、当事者部会のほうで、それぞれに年に1回程度、3部会ありますので、年に3回程度の議論をして、その議論を意見という形あるいは要望という形になるかと思っておりますけれども、こちらをまたそれぞれの専門部会にお戻しをして、踏まえてご検討いただくようなことを事務局としては考えています。

また、今回の当事者部会は、3障害が一緒になりますので、勉強をそこでしていただく、学んでいただくような場にもなるのかなと考えていまして、かなりスローになるかもしれませんが、しっかりかかわっていただけるようなイメージを事務局としては持っています。

部会としては4部会をご提案させていただくこと、そして、相談支援専門部会下部組織である定例会議、こちらにつきましては年4回程度で、それぞれの施設から入っていただき、事例の報告ないしはその中での情報共有、スキルアップ、地域ネットワークをつくっていくような形で考えています。

また、研修会についても、やっていきたいというようなご要望もあったようなので、書かせていただいております。

部会の構成としては以上です。

あと1点、これは補足の説明になりますけれども、先ほどの権利擁護部会兼虐待防止連絡協議会（虐待予防部門）という形でありましたが、一方で、ことしの10月を目途に、障害者虐待防止センターの機能を本庁に整備することを予定しています。これに対して、具体的な虐待対応の部門としての協議会を、さらに専門家を集めた形での協議会をつくるということを考えています。こちらは、弁護士であるとか、具体的に、かかわりのある人に入っていて、対応の状況等についての検証をいただくことを、事務局としては考えています。また、この虐待対応部門に出たケースを、個人情報をもスキミングするような形で、権利擁護部会に提供して周知・啓発に役立てていくようなイメージを、事務局としては持っています。

大きな編成の事務局案のご説明は以上になります。

○高山会長

ありがとうございました。

文京区は、そういう意味では3部会、積み重ねてきた結果、バージョンアップした形で、今年度この形をつくっていく、あるいは準備していくということになると思いますが、何かご質問等いかがでしょうか。

○吉田委員

今、当事者会の話が出ましたが、これは確認です。当事者会、あくまでも当事者と考えて、サポートの人は入るかもしれません。それはいいのですが、例えばサポートとして親が入ったりとか家族が入ったりということは考えていないですか。

○事務局（渡邊）

こちらの当事者部会に関しては、今考えているのは、やはり親ではなくて、知的障害の方に関しては、原則、施設の職員に入っていただくようなイメージを持っています。直接その当事者、障害のある方、当事者の利害関係ということではありませんが、中立的な、客観的にサポートのできる方をサポーターとするようなイメージを、事務局としては持っているところです。

○吉田委員

ありがとうございます。

○高山会長

いわゆるサポーターですね。

○事務局（渡邊）

そうですね。

○高山会長

ほかにはいかがでしょうか。

共通認識で、相談支援部会の中でもサービス利用計画というのが出てきていますね。これについて説明していただけますか。

○事務局（渡邊）

サービス等の利用計画の策定ですが、法の改正がありまして、向こう3年間にかけて、障害のある方、特に障害福祉サービスをご利用になる方に関しては、全ての方にサービス等利用計画の策定が義務づけられております。その策定をするのが特定指定相談支援事業者という形で、区が指定する相談支援事業者が策定するものということになっています。まだそのフォーマット等については、区のほうでも検討している最中ですが、着々と各事業所には、障害福祉課を

中心にお話を申し上げて、そちらの指定を受けていただけるような取り組みを進めているということですが。

一方で、そのサービス等利用計画、3年間ということですので、今年度に関しては、国が話をしているのは、新規に利用する方や地域移行する障害者、こちらについて、中心的にサービス等利用計画をつくってくださいと、指導・通知が来ているという状況です。

○三股委員

本来だと支給決定プロセスの間に入ってくることでしょね。

○事務局（渡邊）

そうです。

○三股委員

そうすると、この各事業所から上げられたというのは、そういう実例をもとにということになるんですか。

○事務局（渡邊）

はい、今の三股委員のご質問にお話をすると、相談支援専門部会でこれの検証をするわけですが、いわゆる審査会に近い形でマスキングをし、年齢、氏名、住所もわからないという形で状況を把握していただき、検証していただくようなイメージを持っています。

○高山会長

特徴的ですね。法律との関係ですね。

○事務局（渡邊）

そうです。

○高山会長

いわゆる特定支援事業者というのは、どれぐらいあるのですか。どれぐらい予定されていくのですか。

○事務局（渡邊）

現在、特定指定相談支援事業者は、区内ですと、文京福祉センターと、トチギ介護と文京槐の会のあくせすの3事業所です。

○高山会長

そうですよね。それぐらいですよ。

○事務局（渡邊）

3事業所では当然賄い切れないので、今後指定をふやしていくということは課題です。

○高山会長

これはやはり3障害なら、微妙に違ってきますね。障害の別によって、対応も変わるかと思いますが、そのあたりどうですか。

○松下委員

障害が異なると、やはり背景の理解から大分違うので、最初は戸惑いがあるのだろうと思いますが、でも、その定例会議で培ってきたものがその場面で出されるのではないかと思います。

○高山会長

部会は、このような検証になっていくということですが、これはこれでよろしいですか。

○井原委員

1ついいですか。当事者部会のところにこの図で示されていますと、部会の報告をこの当事者部会にしていく。それでご意見をいただいて、それを吸い上げながらまた開催をしていくというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○事務局（渡邊）

ありがとうございます。各専門部会で議論される中で、やはり当事者のご意見を頂き、すべてがすべて当事者の意見をもらわなくてはいけないかというところは、また部会単位で議論の内容も違うと思うので、差があるとは思いますが、やはりその専門部会で議論された内容で当事者の意見を必要と、あるいは、こういったことは聞きたいといったことを、当事者部会に上げていただいて、それを最終的にその全体会に上げる前の段階で踏まえていただくようなことをイメージしています。それを入れなければならないというよりも、そういう意見も障害者から出ていることを聞いたうえで、議論を深めていただければとイメージしています。

○高山会長

当事者部会は、実際は来年度からということになりますが、それぞれ就労、相談、権利で、年3回程度となっていますので、大体四半期ごとに、定期的に行っていただき、その後にこの当事者部会が入ってくるように、計画的にやらなければいけない気はします。

ただ、当事者部会に全部お任せしますよといっても議論が成り立ちませんので、やはり3つの部会のことについての報告を受けて、それをフィードバックする形にしていく流れにしたいという意味ですね。

○事務局（渡邊）

はい。会長の補足のとおりです。

○高山会長

これは6月、準備でありますので、いろいろな意見をお聞かせいただければと思いますし、当事者部会を立ち上げるというのは、多分、23区の中では文京区だけだと思います。

○事務局（渡邊）

事務局からスケジューリングのところでは補足をさせてください。今回お示しさせていただいた当事者部会の設置の時期ですが、平成25年度からこの体制で進めることを検討いただきたいということです。この当事者部会を発足させるのは、平成25年4月からにしたいと思います。特に、今は事務局としては当事者部会を立ち上げて、報告、あるいは意見を集約するという形を考えていますが、当事者の方からすれば、各部会にも入りたいというご意見もきっと出てくるだろうと思っています。後ほどの各部会への下命事項には、共通に事務局案としてご提案させていただきますが、各部会に当事者が入ることがどうなのかということについて、一定のご検討をいただきたいと思っています。やはりいろいろな事情や議論のスピード等々あると思いますので、そういったスピーディーな、あるいは効率的な会議運営等を考えたときに、入ってはいけないということではないのですが、そのあたりのご議論は各部会で、ご意見をちょうだいしたいと思っています。

これも、後ほどお話をする予定でいたことですが、こちらの部会に当事者が入るか入らないか、これにつきましては、この秋ごろをめどに、一定のご議論を各部会でお願いできればと思っています。というのは、当事者をどのように選ぶかということも大きなテーマの一つでございますので。

○吉田委員

この会議というのは、すべての会議は傍聴とか公開ですよ。

○事務局（渡邊）

今回、全体会に関しては公開ですが、各専門部会に関しては非公開です。

○吉田委員

もしそうだとすれば、先ほどの会議の進行等々によってということがあると思いますが、必ず当事者会に話が持ってこられ、そのことに対して話し合う場であるのですね。

実際に自分が専門部会に入っていると、他の障害のことがわからない状況なのではっきりとした意見が言えません。当事者部会は、持ってこられた話について十分に議論し、その関係した人も来ていただきながら、話を進めた方が良いのかなと思いました。

○事務局（渡邊）

そのようなご意見を秋ごろまでに、取りまとめをお願いいたします。実は、今、吉田委員が

おっしゃっていただいたのは、事務局が考えていたことそのものです。やはりしっかり議論していただくためには、かなり背景の説明を丁寧にしなくてはいけないだろうということで、やはり当事者部会があったほうが議論は深まるのではないかと考えています。

○高山会長

この当事者部会は、もちろんこの全体会に諮られていくとは思いますが、具体的にはどういう準備をしていきますか。

○事務局（渡邊）

当事者部会についての準備ということで、この形でいくとのことであれば、秋ごろに全体会を招集させていただいて、決議をいただき、それ以降、この当事者部会へ参加する障害者の方の選出を諮っていく考えです。事務局のまだ腹案でありまして、皆さんの意見をちょうだいしたいと思っているところですが、区内にある障害者施設枠と公募枠というような2つのイメージを持っています。必ずしも施設の人から出していただく、施設を利用している方も、当然いらっしゃいますし、公募という形で応募いただく方がいらっしゃってもよろしいのではないかと、そのようなことを事務局としては考えています。少なくとも今年度末までにはメンバーを確定して、4月からは発足できるように、スケジュールは考えているところです。

○高山会長

ほかにはいかがでしょうか。権利擁護部会の虐待と絡んできますので具体的になりますね。

○吉田委員

本当はそのような相談は少ないほうがいいし、虐待の相談の話は持ち込まれないほうがいいわけですね。

○事務局（渡邊）

はい。

○吉田委員

そして、実際にそのような相談は少ない方がよいのだろうけど、本当に相談しに行きたいのに行けない人を救えるかどうかのその辺の兼ね合いが難しいと思います。

○事務局（渡邊）

虐待に関してはあってはいけないことと思いますが、起こってしまった時、起こりそうな時に、相談したいのに相談ができていない人がいるのは問題ではないかということですね。

○吉田委員

相談をしたくてもできない方がいたり、どこに相談をすればよいのかわからない方もいると

思う。また、お医者さんなどから、あちらで相談を受けなさいなどと後押しをしてくれたら、気持ちも楽になり悩むことが少なくなるのではないかと思います。

○事務局（渡邊）

関係機関の連携の取り方について考えるところですね。相談の窓口なりを、医師会も含めて区内の関係団体に、こちらから周知をしていく取り組みがまず第一なのかなと考えます。どこに繋げたらいいかというのは、相談を生業とする者としても、なかなか大変の部分かと思うので、そこは検討し得る点でもあるのかもしれないと、事務局としてはちょっと感じるころではあります。

○吉田委員

サービス利用の話ですが、イメージ的には、介護保険や何かで使っているケアマネさんのいるような感じでしょうか。

○事務局（渡邊）

はい。イメージとしてはそのようなイメージです。

○高山会長

よろしいですか。

情報的なところで、相談のところで、24時間の緊急対応が始まりました。

○事務局（渡邊）

はい。

○高山会長

要するに精神と知的という形になってきますが、いかがでしょうか。情報を教えていただければ。

○安達委員

相談支援、夜中の状況ですね。

○高山会長

夜中ですね。

○安達委員

5月で249人です。

○高山会長

すごい状況ですね。

○安達委員

これは、今、窓口というか、宣伝する場所は絞っている状態でこの件数です。

○高山会長

もっとあるということですね。

○安達委員

はい。8階と、保健所にチラシを置いてもらい、知った方が今電話をされています。もちろん区報にも載せましたが、区報からの反応は、一、二件ぐらいだったと思います。

○高山会長

リピーターは多いですか。

○安達委員

リピートをすることは多いですね。こちらの趣旨としても、夜、ただ相談を受けるというのではなく、できるだけ、昼間のサービスにつなぐ事を目的としています。

○高山会長

そういう状況が精神です。知的はいかがですか。

○松下委員

知的は4月から、5月末で1件のお電話がありました。

○高山会長

知的の人は精神の人から比べると、なかなかアクセスしにくいのは当然ありますから、親御さんにからになりますね。

○松下委員

そうですね。

○事務局（渡邊）

若干の補足をしますと、ゴールデンウィーク中に、ご本人からではなく、民生委員から、ちょっと変なんじゃないかということでお電話をいただきました。高齢のお母様との2人暮らしでしたが、お母様が入院をされていて、通常であれば、ご本人はお母様の指示で生活ができていたので、お母様としては大丈夫だろうと思って入院をしたら無理だったということで、保護したというケースです。ゴールデンウィーク中でしたが、関係機関の連携で、主に高齢者あんしん相談センター、いわゆるお母様は高齢者のほうにカテゴライズされていたので、そちらと連携をして対応したということです。その際にも、かなり民生委員の方には、食事のことであるとか、さまざま、インフォーマルな支援をいただいているというふうなご報告はちょうどいしているところですよ。

○高山会長

もう一つは、このような相談も部会で検証することになるということですか。

○事務局（渡邊）

身体・知的に関して、特に知的の方の場合は、ご本人が夜にかけてくるというケースはかなりまれなことかと所管課としては思っています。ただ、逆に言うと、監護している、擁護している親御様の緊急事態ということでは、安心につながるというのが1点あるかなと思っています。同じく身体・知的で言うと、民生児童委員の全体会でもチラシを配らせていただいています。民生児童委員の皆様が身体・知的に関して、夜、夜中、相談できる場所がないということではなくて、地域のさまざまなそういった資源の方が使える一つのツールになっている、というふうには考えているところです。

○高山会長

これもぜひ、部会でも検討していただく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

五百何件は大変ですね。それはね。

○安達委員

そうですね。確かに、だんだん大変になってきました。

○吉田委員

本当にサービスにつなげていけるような電話もあれば、今このとき、本当に話し相手が欲しくてとか、今、つらいよという電話もいっぱいあると思うのですが、何台の電話で対応しているんですか。

○安達委員

24時間のほうは、電話は1台です。

○吉田委員

ですよ。2台にしたら。

○安達委員

ただ、例えば250件だと、30日で割ると1日平均で七、八件です。ですから、それで電話が埋まってしまうというような状況では全くないということですね。

○高山会長

土日ですか。

○安達委員

はい。土日、24時間なので、土曜日、日曜日も祝日も全部です。

ただ、日曜日、あと祝日は、昼間はほとんど電話はないです。

○高山会長

あともう一つ、10月1日から、いわゆる虐待防止法等、施行されますけれども、虐待防止センターは、どういう形で具体的にスタートするのでしょうか。

○事務局（渡邊）

虐待防止センターですが、法に定めるところによれば、センターそのものの組織を置くのではなくて、機能を整備しなさいということです。その機能について、基本的に区役所の中の、主に障害福祉課になると思いますが、こちらのほうにその機能を置くことを考えて、今、その準備を進めているというところです。

○高山会長

障害福祉課の中にセンターを置くのですか。

○事務局（渡邊）

別に、障害者虐待防止係をつくるわけではなく、センターという看板を設置し、既存の係の中でその機能を担うというようなイメージを考えています。

○高山会長

実はこの虐待防止センターですけれども、これは行政に迅速な動きが求められています。そういう意味では、行政が認定をしていくことが役割になります。虐待かどうかをきちんとチェックする。認定した後、それは支援法ですから、どこが支援していくかというのは、この相談支援専門部会になりますので、この連携がすごく大事になると思いますね。

この虐待防止に関して、就労支援のところも使用者による虐待が入ってきますから、最初のところには虐待に関しての準備を始めていくような協議をしていく必要があると思います。

○事務局（渡邊）

相談支援専門部会と権利擁護専門部会が、情報の共有を図り、やり方を協議いただくようなイメージを持ってはいます。実際のケースによって、具体的に連携の密度なり、質ということが決まるのではないかと考えているところでもあります。やはりどういう状況であるかのアセスメントと、それに応じた対応のスピードが求められるというのは認識をしています。

○高山会長

そして、この虐待防止法が施行されますが、区民の人たち、あるいは事業所関係の人たちに対しての啓発的なことは何か考えていますか。

○事務局（渡邊）

そうですね。基本的には10月に向けて、関係の事業所等に関しては虐待防止の啓発の研修を持つようなイメージを持っています。

○吉田委員

10月から施行するのに勉強会を始めるのですか。のんびりしている間に何かがあったら困ります。

○事務局（渡邊）

まずは10月1日施行に向けて、それまでの間に関係機関への周知・啓発はするというのが大前提です。また、その施行の前に、実際にそのケースがあるようであれば、現行の中でできる最大限の対応はするという事は考えています。

○高山会長

ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、このような形で再編をするということ、当事者部会というものを具体的に立ち上げる準備を始めるということ、そして、虐待防止連絡協議会を新しくつくるということ、このような編成で今年度スタートするということによろしいでしょうか。

では、よろしくお願いします。

○事務局（渡邊）

続きまして、下命事項等の確認です。席上配付資料6をごらんください。

1の障害当事者の部会への参画について、各部会において、秋頃を目途に検討いただき報告をいただくようお願いいたします。

2の相談支援専門部会は3点です。①として、これまでの検討事項と繋がっていますので、法改正を踏まえた事業者や相談機関における望ましい相談・支援体制等についてのご検討をお願いしたいということです。②としては、サービス利用計画への「対応」とさせていただきました。先ほどの組織図では「検証」と書かせていただいています。どのような検証が望ましいかも含めてご検討いただくことを考えています。③としては、定例会議の事例検討等を初めとする従事者のスキルアップは下命事項とさせていただきたいと考えています。

3の就労支援専門部会は3点です。①として、就労支援体制の現状と問題点についての情報共有です。②としては、就労の促進・継続を支援するための方策についての検討。③としては、大学との連携等、就労支援のネットワーク構築についての検討。関係する学校、ハローワーク

や施設というところのネットワークは、割と参画が出来つつあるのですが、産業団体等に関してはなかなかハードルが高いこともありますので、そのあたりも含めて検討いただければと思います。先ほどの中間的な組織、中間的な仕組みにつきましては3の②促進・継続を支援するための方策の中に含まれているものをご理解をいただければと思います。

4に権利擁護専門部会は4点です。①として、障害者の権利侵害に関する事例検討。②としては、事業所等における望ましい権利擁護支援体制の検討。③としては、権利擁護のネットワークづくりについての検討。虐待そのものが権利侵害の状況ですので、権利擁護に虐待防止ネットワークを含む形にさせていただいています。④としては、虐待防止法施行を踏まえた、虐待防止に関する取り組みの検討、予防をどうするかという検討をお願い出来ればと思います。最後、アスタリスクで書かせていただきましたが、まだ国のほうでも新たな法律の検討等を行っていますので、随時事務局のほうから情報は提供させていただきます。部会の審議の際には、そうした国の動向等にもご留意をいただければと思います。

事務局のほうの、まず案についての説明は以上で、続きまして名簿をご確認ください。

「調整中」については現在、調整をしているところです。また、相談支援に関しましては、団体も含めて調整と書かせていただいています。こちらについては、例えば区内のピアカウンセリングをしているような団体も含めて、少し部会と、あるいは会長・副会長と協議をさせていただきながら調整をさせていただきたいと事務局からのご提案です。

説明としては以上です。

○高山会長

下命事項等について、今、名簿も含め、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、下命事項について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（渡邊）

ありがとうございます。では、皆さま、よろしくお願ひいたします。

5 その他

○高山会長

以上ですが、その他、何かございますか。事務局からは何かありますか。

○事務局（渡邊）

まず、本日、席上配付させていただきました親会・専門部会の委員名簿につきましては、後

日、調整等終了いたしましたら正式なものを送付させていただきます。また、議事録につきましては、作成後、皆様にご送付をさせていただき、ご確認をしていただきたいと思います。

また、各専門部会の開催日程につきましては、前任の部会長を中心に調整をしていただき、事務局にご連絡をちょうだいし、それに合わせまして、会場の手配をさせていただきます。

事務局のほうからは以上です。

○高山会長

ほかにはよろしいでしょうか、委員の方。

それでは24年度、どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（渡邊）

どうぞよろしく願いいたします。

○高山会長

ありがとうございました。

閉会